

## 用語の解説

- 出産 出生と死産をあわせたものをいう。
- 自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 低体重児 2,500 グラム未満の出生児をいう。
- 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- 死産 妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
  - ア) 胎児を出生させることを目的とした場合
  - イ) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
- 周産期死亡 妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。
- 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
- 年齢調整死亡率 年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などを、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いるもので、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（昭和60年モデル人口）にあてはめて算出した指標をいう。